世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」カードラリー

に係るカード作成等業務委託仕様書

１　業務名

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」カードラリーに係るカード作成等業務

２　業務目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産やガイダンス施設において，本遺産に関する様々な人，場所や物をイラストで解説したカードを取得。カードの取得状況に応じて，レアカードやカードケースなどのノベルティをプレゼントすることにより，各構成資産等への来訪を促進する。（カードラリーの実施概要（案）については，別添のとおり）

３　業務委託期間

　　契約締結日から令和７年１０月３１日（金）まで

４　業務委託の内容

（１）カードのデザイン制作

・　本遺産の構成資産やガイダンス施設等への訪問等を通じて取得できる，本遺産をイラストで解説したカードを制作する。制作するカードは全３８種類とする。

・　カードには，各構成資産の名称，イラスト，構成資産に関する説明等を記載するものとする。掲載するテキスト内容については委託者より提供する。

（２）カードの印刷

・　上記のカード及び全カードの一覧の印刷

数量（目安）： 59,200枚（ノーマルカード 52,000枚，レアカード 6,400枚，スペシャルカード 750枚，激レアカード 50枚）

各カード等の印刷枚数（種類ごと，構成資産・エリアごと，初版分・増刷分の枚数など）は，委託者と受託者で協議し決定するものとする。

・　カードの仕様

　　88×63mm，アートポスト紙，両面カラー，両面PP加工，付け合わせ印刷，角丸仕上げ　激レアカードはホログラム仕様

（３）配布場所に設置するカード置台の制作

・　制作数量は，委託者と受託者で協議し決定するものとする。

（４）ポスター及びチラシの作成・印刷

・　本企画の説明やカードを取得できる場所，条件等をわかりやすく記載したポスター及びチラシを作成する。

・　サイズおよび制作部数は以下のとおり。

　　　　ポスター：Ｂ２サイズ　片面カラー　200枚印刷

　　　　チラシ　：Ａ４サイズ　両面カラー　36,000枚印刷

（５）ノベルティ（オリジナルカードケースなど）の制作

・　一定数以上のカードを取得した参加者に配布するノベルティを考案し，制作する。

・　ノベルティの種類及び制作数量は，委託者と受託者で協議し決定するものとする。

（６）発送費用

上記の制作物の発送については，本業務に含む。

（７）その他業務目的の達成に資する提案

　　・　一定数以上のカードを取得した参加者へのレアカードやノベルティの配布方法を提案すること。

　　・　カードを使ったゲームなど，より多くの興味・関心を喚起し，各構成資産等への来訪促進につながるような工夫や取組（広報手段等）を提案すること。

・　レアカードやノベルティの配布の機会などを利用して参加者の属性を把握できるようにすること。

５　留意点

　・　本業務実施に当たっては，委託者と十分に調整を行った上で進めること。

　・　委託料には，委託事業の適切な実施に係る一切の費用を含むものとする。

６　成果物

　　本業務における成果物及び納期は次のとおりとする。

・４（２）のカード等及び（３）のカード置台　（令和７年６月１３日）

　（カードは100枚ずつをクラフト紙等帯状のもので巻いて納品すること。）

・４（４）のポスター及びチラシ　（令和７年５月３０日）

・４（５）のノベルティ　（令和７年６月１３日）

・上記の電子データ１式　（令和７年５月３０日）

７　納入場所

　　「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局

　　（鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室）

ほか委託者の指定する場所（別添のとおり）

　各納入場所への発送数量は，委託者と受託者で協議し決定するものとする。

８　その他委託に関する事項

（１）本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し，委託者へ提出のこと。

（２）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは，委託者と受託者が協議の上，定めることとする。なお，明示のない事項であっても，社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。

（３）委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は，履行確認の時をもって，委託者に帰属し，また，著作者は成果品につき，委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

　　（成果品の構成素材（イラスト等）については，二次的著作物を作成し，利用することが

できるものとする。）

（４）受託者は，業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり，その他の目的に転用したりしてはならない。

（５）受託者は信義を守り，誠実に業務を履行すること。